

千葉市歯科保健指導者研修会実施要領（講演会）

1 目的

広く地域で歯科保健に従事する者に対し、母子及び成人に関する歯科保健活動の資質の向上と推進を強化する。

2 実施主体

千葉市

3 対象者

歯科保健に従事する者

4 内容

歯科保健事業を推進するにあたり、う蝕を中心として乳幼児の歯科保健、ならびに今後増加する成人の歯周疾患の予防対策、高齢者・心身障害者に対する歯科保健と、その時々の方々の社会のニーズにあわせた内容を盛り込みフREETーキング等受講者自らの積極的な指導ができるような、計画的な研修会を開催する。

5 会場

健康推進課が選定する。

6 通知

関係機関に通知し、出欠の取りまとめをする。

7 謝礼

講師に対する謝礼の支払いを執行する。

この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。